

第1回阿見町立地適正化計画策定委員会 議事録

日時：令和7年9月3日（水）午前10時00分～

場所：阿見町役場4階 全員協議会室

1. 開 会

2. 委員紹介

～自己紹介～

3. 委員長及び副委員長の選出

～全会一致により決定～

委員長：梅本 通孝委員 副委員長：綾部 明江委員

4. 議 事

（1）立地適正化計画の概要について（説明：事務局）

○委員：2点、質問をさせていただく。10ページに、令和6年5月に阿見町都市計画マスタープランを改定しており、これらの関連計画との整合性を図る必要があります、と書いてあるが、この阿見町都市計画マスタープランはどのような改定があったのか。今後ご説明をいただけるのかどうか教えていただきたいのが1つ目。もう一つ、私は前回も立地適正化計画の策定委員をやっていたが失念してしまった。吉原市街地が居住誘導区域や都市機能誘導区域に入っていないと思うが、その経緯を教えていただきたい。

→事務局：まずこの都市計画マスタープランの改定に基づく今回の見直しについては、全体的な改定作業を進めている。都市計画マスタープランの反映した部分等を皆様にご説明させていただければと考えている。続いて吉原市街地について、以前の策定の際、県の土地区画整理事業を実施していた。ご存知かと思うが、あみプレミアム・アウトレット等が立地しており、一部住居系の用途も設定されているが、この策定の段階では人口の密度等が居住誘導区域の規定に満たない部分があったため定めておらず、よって今回評価の対象になっていない。こちらの地区についても今後、居住誘導区域に入れるべきかどうか、引き続き議論をさせていただく。

○委員長：補足させていただく。資料1の10ページ、都市計画マスタープランの改定が令和6年5月に行われた、ということは完了形。どのような改定があったのか要約で良いので、次回の委員会等でお示しいただきたい。吉原地区については、5年前の立地適正化計画では誘導区域にしなかったのが、この中にはあまり登場しておらず、それが現状であるが、それを新たに追加するかどうかも含めて今後議論していくということ。

(2) 立地適正化計画の評価結果について(説明:事務局)

○委員長: 私から見てわかりづらいと思ったのは、3ページの指標①の表。現状値、評価値、中間値、目標値とあるが、現状値というのは5年前の2020年の段階で、初期の立地適正化計画を作ろうとしていた時のデータ。5年前に立地適正化計画を作った時に、その後20年かけてどのくらいに持っていこうかというのが目標値。10年経過したものが中間値で、2030年くらいにはこれくらいまで持っていきたいということ。初期値と目標値、中間目標は設定されていたのだが、5年経ったところでどうなっているのか、というのが今回の資料という評価値。この評価値というのが、2025年現在の現状値ということになる。そのように見ていただけると良いのではないかと思います。議題1の冒頭に事務局から本委員会のミッションについて説明があったが、本委員会としては、目標の進捗具合によって、施策がどれくらい進んでいるかを点検した上で、社会情勢の変化に伴って時点修正を図っていくということになる。議題2として説明していただいた5つの指標及び3つの補完指標が、施策によって5年間でどのような結果になっているのか数値的に示しているもの。さらにその数値が達成されているから良い、悪いということだけではなく、その数値の達成状況についても、事務局としての分析結果、現状認識の解析がある。本委員会のミッションとしてはこれから立地適正化計画の見直しを行うわけだが、どこをどう見直すべきかの一つの根拠として、この評価、点検結果が出てくる。事務局の認識、分析の他に、委員の皆さまも阿見でお住まいやお勤めなどの関わりを持つ中で、日頃の認識や感触のようなものがおそらくあると思う。そういったものも出していただき、次回以降どのようにして見直しをしていくべきか、何を直していくか、というようなディスカッションにつなげられると思うので、ぜひ、忌憚のない、率直なご意見をいただければと思う。

○委員: 個人的な意見だが、路線バスが消えているのが住民としてはとても困っている。土浦からの最終バスは午後8時半。子どもの塾に間に合わないとか、飲んで車で帰れなくてもバスがないという状況。バス事業者の都合なども十分承知しているが、バスでなくてもいいので、公共交通手段を入れていただけると助かる。一般の乗用車が荒川沖駅の東口に並んでいるが、工夫をしていただきたい。

→事務局: 確かに土浦駅発のバス路線数は減少している。あみまるくんのデマンドタクシーについても、今年度実証実験という形で、土曜の試験運行をやらせていただいている。ご意見をいただきながら、夜間や土日などいろいろな方向性を検討させていただければと思う。

○委員長: データについて質問させていただく。今年は令和7年で国勢調査の簡易調査が行われる年。指標①で阿見市街地の評価値が平成27年の国勢調査では34.0人/haだったものが、令和2年では33.3人/haになった。だが、下の参考の欄を見ると、令和7年の住民基本台帳

では34.4人/haとなり、持ち直しているように見えるが、令和2年に落ち込みが見られた理由はあるのか。分析はされているのか。

→事務局：阿見市街地の人口は、近年減少している。この令和2年の段階で急に下がったというより、若干下がってきている。死亡による自然減と、転出が主な要因と事務局では考えている。また、阿見市街地については、新たな転入も少ない。転入先として選ばれやすいのは荒川沖市街地。駅に近く、公共交通の利便性を考えると、まずは荒川本郷地区で、その後にはうずら野地区という荒川沖市街地の北側にある市街地を選ぶ傾向がある。その後に阿見市街地という状況が影響してきていると考えている。

○委員長：先ほどの質問が適切ではなかったのかもしれないが、令和2年が落ち込んでいるというよりは、むしろ住民基本台帳の令和7年の数値が、かなり改善したとみた方がいいということか。

→事務局：あくまでも住民基本台帳ベースなので、国勢調査の結果を見たいと思うが、改善している可能性があると思っている。

○委員：今後に向けてのコメントになってしまうかもしれないが、5ページの指標④公共交通の利用促進に書かれている文章で、3行目の居住誘導区域を連携する路線は維持されていると考えられると書いてあるが、この表を見ると、どのように維持されているか分からない。そもそもこの居住誘導区域を連携する路線を維持できていればいいのか。他のところが減る傾向にあるが、維持されていれば目標としては良いということであれば、そのあたりを今後の改定で、具体的に目標値等盛り込んだ方がいいのではないかと資料を見て思った。

→事務局：計画書の改定に向けて検討させていただく。

（3）災害リスクと防災まちづくりの課題について（説明：事務局）

○委員長：少し分かりづらかったと思うのが2ページ。このハザード区域一覧の表の見方なのだが、見出しの左には運用指針での考え方、対象とする災害とある。おそらくこれは国が示している考え方。右の2列には、それに対して阿見町の中ではどうなっていますか、という話。この○×は法的に認められているということではなく、例えば一番上の居住誘導区域に含まないこととすべきである、に対して記載のある5つの区域を居住誘導区域に含むべきではないということ。阿見町ではどうかということ、土砂災害警戒区域は都市計画区域に○がついているのだが、よく見ると、左には居住誘導区域に含まないこととすべきである、ということなので、必ずしも都市計画区域に含まれるべきではない、とは言っていない。○とついていると変だと思うが、一番右の居住誘導区域に含むべきかということ、という見方をするものということ。そのように見ていくと、7番目にある水防法の浸水想定区域（洪水）が阿見町では居住誘導区域に重なっている部分があるということになり、

そこが課題ということになるのだが、これも一番左側を見ると、居住を誘導することが適当でないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべきである、ということで、絶対に含んではいけないということではなく、地域の実情において、居住誘導区域として利用価値が高いということであれば、含んでも良いという形になっている。そのようにこの表を見ていただくといいのではないかな。事務局で、それぞれの災害リスクの評価結果をGISによって、都市計画区域及び居住誘導区域と重ね合わせた結果、このようになっているとご報告いただいたということ。現状としてこれはけしからんから直せ、という訳にはいかないのだが、日頃お住まいあるいはお勤めの中で、お気付きのところ、怖い所や危険だと思ふような所などの話でもいいので、ご質問・ご意見等お願いしたい。

○委員：次回の策定委員会に向けての話なのだが、前回の策定には入らなかった吉原地区が、今後第2回などの段階で、都市機能誘導や居住誘導区域になった場合、新しく防災まちづくりのためのリスク分析に入ってくると思う。そもそも吉原が入るかどうかは別として、もう少し広く、今後居住誘導区域に入る可能性があるところなどのデータを第2回の時に見せていただくと、より深い議論ができるのではないかと考えた。

→事務局：阿見吉原地区については、居住誘導区域もしくは都市機能誘導に入れていくかの議論はもちろんさせていただく。その際に、人口の集積がどのくらいになっているか、商業施設などの施設が立地しているかどうかと併せて、災害リスクの分析もしたうえで、誘導区域に入れていくかどうかを検討することになる。そちらで分析ができればと考えている。

○委員：初歩的なことで恐縮なのだが、今回防災指針をやらなくてはいけないということだが課題は3つ。河川・土砂災害・大規模盛土があるとまとめられている。いろいろな分野の委員会に顔を出していると、今回の委員会はどのようなことを決めればいいのかよくわからない。今回は阿見市街地と荒川沖市街地だけ考えれば、他の地区でリスクがあったとしても、それは違うところがやるので、この委員会ではやらなくてもいいということなのか。河川についても、指定されたのは2河川。それ以外の河川については、宅地化が進んでいても考えなくていいということか。バイパスができたので雨水が違う流れをしている。例えば今年もあったのだが、農業用水にバイパスからの雨水が大量に流れ込んでしまった。その場合、2河川しか対象ではないのだからこの委員会でやることもないのか。また、大船渡の大規模な山火事があった。山火事がおきるような森林は阿見町にはないが、周辺地域にはある。そこに雷が落ちた時のことを考えた時に、周辺地域だから外していい、そこまで考えなくても良いという委員会なのかわからない。どのように考えればいいのか。

→事務局：先ほどおっしゃっていただいた、最初の認識でよろしいかなというところ。この立地適正化計画の中では、居住もしくは都市機能を誘導していく上で、どんな災害リスクがあるかを考え、どういった策が必要であるかを検討していくことが主な目的、本筋になっている。その他の地区等については、町の防災危機管理課が管轄している防災計画などで検討、対策していくという認識でいただければと思う。

○委員長：私見を述べさせていただくと、国としては、せっかくお金をかけて居住誘導区域などの選択と集中という施策をしているので、もともと災害リスクがあるとわかっているところに人を集めるという施策を進めるのはけしからんという話がある。もともとここは危ないとわかっているのならば、そこは避けてくださいという発想があったと思う。そういった意味では様々な潜在している災害リスクを洗い出し、あらゆるものから絶対安全な場所を選ぶということまでは求められていないのではないかと。ここにあるリスクと分かっているものは避けた方がいいということ。ただ一方で、その災害リスクがあるから、居住誘導区域や拠点から外すのかということ、それもいかなものかとも思っている。ただ単にこの地域を指定するという以外に、先ほど事務局からも話があったが、防災対策として、ソフト的な対策も含めて、様々なものを組み合わせ、対応していくべきではないかと思う。そういった意味では都市計画課だけの問題ではなく、防災担当課との連携も必要かと思う。そのあたり、どのようになっているか。

→事務局：阿見町では防災危機管理課が防災の部署。今回の防災指針の策定にあたっては、防災危機管理課と事前に調整をしている。その上で、本策定委員会にあげる前に、庁内調整会議でも連携と調整を図った上で策定をしていく流れを考えている。

○委員長：特に浸水想定区域と言うのは、簡単に言うと水を得やすいところで、2000年近く水田でお米を作っている我が国としては、そこに町ができ、人が住みつくとというのはある意味当然の成り行き。それが一番生産活動に優位。それが時々自然が極端なことになると災害になってしまう。浸水想定区域に町があってはならない、集落があってはならないということを考えるのは現実的ではない。そうすると、区域を指定する、しないだけではなく、きちんと避難しましょうといったハード・ソフトを組み合わせながら対応していくべきではないかと思っている。ぜひ防災危機管理課や庁内全体として、総合的に取り組んでいただきたい。

5. その他

6. 閉 会

以上